

# ビジネススキル

3月10日、コマツが東京国税局の税務調査で2009年3月期までの6年間で約174億円の申告漏れを指摘される見込みであることが分かりました。追加の税金費用は約26億円の見通しです。海外子会社に建設機械などを販売したとき、通常考えられる価格より安くしたため、本社の所得が過少とみなされたようです。コマツは更正処分を受け入れた後に異議を申し立てる方針と報道されました。

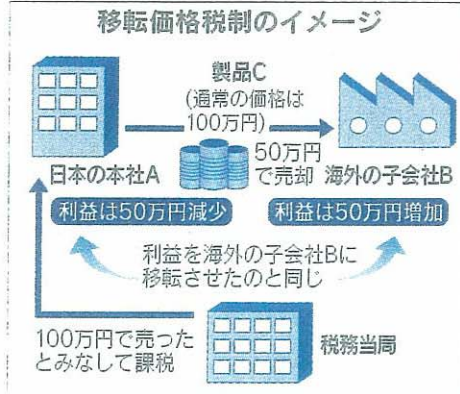
## 知っておこう 国際税務

①

「移転価格税制」です。これは「あるべき移転価格で海外現地法人と取引すること」を求める税制です。あるべき移転価格とは、親会社だけでなく、取引にかかわる子会社も適正な利益を確保できる価格を指します。税法では「独立企業間価格」と呼んでいます。

### 海外現法と取引、適正価で

日本企業A社が海外子会社B社に製品Cを販売したとします。Cの通常の価格が100万円だったにもかかわらず、A社はB社に50万円で売りました。このとき、A社の利益は通常よりも50万円少なくなり、実効税率が40%と仮定すれば、日本の税務当局がA社



から徴収できる税金は20万円減ります。A社には100万円です。A社には100万円です。売った場合の所得に応じた取り損なった税金をB社に請求できればよいのです。海外にあるため、できるが、海外にあるため、できません。そこで独立企業間価格という概念を持ちだして、50万円ではなく、100万円がA社がB社に製品Cを販売したとみなすので、この場合、A社が製品Cと似たような製品を売買している企業をグループ外から見つけてこなければなりません。企業が納得できずに異議を申し立てるという結果になります。誰かが納得できる独立企業間価格を算出するには、複数の比較対象取引を用いるのが合理的でしょう。独立企業間価格に一定の幅を持たせる配慮があってもよいはずですが、現に経済協力開発機構(OECD)の「移転価格ガイドライン」には、このコマツでは日本企業が国際税務に関して知っておきたい基本的な知識を12回にわたってまとめます。(村田租税政策研究所 公認会計士・村田守弘)

### 移転価格税制

この疑問を解くカギが

水曜日掲載します。